平成２５年（ワ）第３８号等

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原　告　　中島　孝　　外

被　告　　国　　外１名

準備書面（４８）の補充書

（津波対策義務の対象となる建屋とポンプの特定と結果回避可能性についての補充）

２０１７（平成２９）年１月２７日

福島地方裁判所　第１民事部　御中

原告ら訴訟代理人

弁護士　　安　田　純　治　外

原告らは、裁判所の争点一覧表（第４次案）対する意見を別途に述べているところであるが、それに関連して、原告準備書面（３８）及び同（４８）の主張について、以下の補充を行う。

１　技術基準省令６２号４条１項に基づく津波対策義務の対象施設について

（１）水密化による防護措置の対象となる建屋の特定

原告らは、原告準備書面（３８）及び同（４８）において、技術基準省令６２号４条１項に基づく津波対策義務として、「タービン建屋の水密化及び重要機器が設置されている部屋等の水密化等の津波防護措置を講じる義務」を主張している。

建屋を水密化して防護する目的は、「非常用電源設備及びその附属設備」に該当する非常用ディーゼル発電機及び配電盤等がその建屋内部、さらにはその中の区分された室内に設置されていることから、これらの重要機器が浸水によって機能を喪失することを防ぐという点にある。

よって、水密化による防護措置の対象となる建屋の範囲は、福島第一原子力発電所において非常用ディーゼル発電機及びその附属設備が設置されていた、１号機ないし４号機の各タービン建屋及び各コントロール建屋、並びに上記各号機ごとの建屋とは別に設置されていた運行補助共用施設建屋（共用プール建屋）である（これらタービン建屋、コントロール建屋及び共用プール建屋を「タービン建屋等」という。）。

（２）非常用ディーゼル発電設備冷却系海水ポンプが防護の対象であること

原告らは、準備書面（４８）５頁において、「原子炉施設を冷却するための海水ポンプ等を防護する義務が被告らにあったと考えるが、本訴においては、防潮堤の設置義務及び海水ポンプ等を防護する義務については、責任原因として主張することは留保する」とした。

この点に関して、以下のとおり補充する。

すなわち、Ｏ．Ｐ．＋４メートルの敷地には、「安全設備」（技術基準省令６２号２条８号ハ及びホ）である、①「非常用炉心冷却設備」に属する残留熱除去系の一部である非常用海水系ポンプ、及び②「非常用電源設備及びその附属設備」（同ホ）に属する非常用ディーゼル発電設備冷却系海水ポンプが設置されていた。

原告らが責任原因としての主張を留保するのは、上記①「非常用炉心冷却設備」に属する残留熱除去系の一部である非常用海水系ポンプについてである。

非常用ディーゼル発電設備冷却系海水ポンプは、非常時の炉心の冷却機能を維持するための系統である「非常用電源設備及びその附属設備」の重要な構成要素であることから、非常用ディーゼル発電機及び配電盤等と同様に、津波対策義務の対象に含まれるものである。

２　建屋開口部の水密化によって建屋内への浸水が防護できたことについての補充

原告らは、１号機から４号機について、それぞれ本件津波によってもたらされた建屋周辺の浸水深と、タービン建屋内部にもたらされた浸水深を対比して、(漂流物の流入がないことも合わせて）何らの防護措置も講じられていなかった大物搬入口等の開口部も、本件津波に対して相当程度の防護機能を果たし得たことを、被告国の認否も踏まえながら、各号機ごとに明らかにした（原告準備書面（４８）１０～１６頁)。

この点に関して、防護措置の対象となるべき建屋については、上記１（１）のとおり、タービン建屋に限られず１号機ないし４号機の各コントロール建屋、及び共用プール建屋も対象となることから、以下の補充を行う。

（１）１号機から４号機の各コントロール建屋の水密化について

１号機から４号機の各コントロール建屋は、施設の構成上はタービン建屋とは別途の建屋とされているが、その構造上、タービン建屋に隣接し、空間的にも連結されている（甲Ｂ１号証の１「資料Ⅱ－４」、甲Ｂ１８５号証の１・４－４３～４７頁参照)。よって、１号機から４号機の各コントロール建屋は、当該建屋独自に水密化が講じられるとともに、隣接・連結されているタービン建屋との関連も含めて、水密化措置が講じられるべきである。

そして、その水密化措置によって各号機のコントロール建屋内部への浸水が防護できたことについては、各号機のタービン建屋と同様の評価が可能である。

（２）運行補助共用施設建屋（共用プール建屋）の水密化による結果回避可能性

運行補助共用施設建屋（共用プール建屋）の周辺においては、少なくとも約３２０センチメートルの浸水深が観測されている（甲Ｂ１８５号証の１・４－５１頁の図１８右上の写真参照)。

同建屋においては、東側に設置されている出入り口部分、及び東側壁面に設置されている通風口（その下端は地上から約２８０センチメートルである。同上）から内部への浸水が生じている。

これに対して、同建屋内１階部分の浸水深は、出入り口付近で約２０センチメートル、建屋内の西側壁面近くで約１４センチメートルに留まる（こうした浸水状況に留まったことの結果として、同建屋１階に設置されていた空冷式の非常用ディーゼル発電機２台（２号機Ｂ系及び４号機Ｂ系）は、いずれもその機能を維持した。）。

こうした浸水経路及び建屋内外の浸水深の違いを踏まえると、同建屋においても出入り口及び換気のための開口部を水密化しておけば、同建屋内部への海水の浸入を防ぐことは十分に可能だったといえる。

これに加えて重要機器が設置されていた個々の機械室を水密化しておけば、浸水に対する防護機能はさらに盤石となる。

よって、これらの措置を併せ講じておけば、本件津波に対しても同建屋内の非常用ディーゼル発電機及び配電盤等を防護することは十分に可能だったといえる。

以上